

平成 30 年度

財政援助団体監査結果報告書

西条市監査委員

目 次

平成30年度財政援助団体監査の結果について	1
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の方法	2
第4 監査の結果	2
1 西条市民生児童委員協議会に対する補助金について	3
2 西条市老人クラブ連合会に対する補助金について	4
3 西条市中学生海外派遣団に対する補助金について	5
第5 まとめ	6

西 監 第 1 2 0 号
平成31年3月14日

西 条 市 長 玉 井 敏 久 殿
西 条 市 議 会 議 長 行 元 博 殿
西条市教育委員会教育長 柳 瀬 康 治 殿

西条市監査委員 越 智 典 雄
西条市監査委員 徳 増 達 史
西条市監査委員 楠 學

平成30年度財政援助団体監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

平成30年度財政援助団体監査結果

第1 監査の対象

平成29年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体に対する補助金について監査を実施した。

監査対象団体	補助金の名称	所管部署
西条市民生児童委員協議会	西条市民生児童委員協議会 活動費補助金	保健福祉部 社会福祉課
西条市老人クラブ連合会	西条市老人クラブ連合会 事業補助金	保健福祉部 高齢介護課
西条市中学生海外派遣団	西条市中学生海外派遣団 補助金	教育委員会指導部 学校教育課

第2 監査の期間

平成31年1月25日から平成31年2月25日まで

第3 監査の方法

平成29年度において各団体に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか、またチェック体制が適切に機能しているか等に主眼を置き監査を実施した。

また、各団体の会計処理を含めた事務局業務を所管部署で担い、現金預金を同部署で取り扱っているため、市の事務処理として「準公金の取り扱いについて」の審査も併せて行った。

監査に当たっては、当該監査対象団体及び監査対象団体の所管部署から関係書類の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類等との照合を行うとともに、関係者及び所管課職員から説明の聴取を行うことにより実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、各団体に交付された補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、改善又は検討を要する事項も見受けられた。軽易な指摘事項については、その都度指示、注意を行ったので記述は省略した。

所管部署及び団体においては、指摘した改善又は検討を要する事項について、必要な措置を講ずるとともに、その都度指示、注意を行ったため記述を省略した軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

なお、改善又は検討を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

1 西条市民生児童委員協議会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条市民生児童委員協議会活動費補助金
- (2) 補助金交付先 西条市明屋敷 164 番地
西条市民生児童委員協議会
- (3) 補助金額 3,861,000 円
- (4) 支出年月日及び金額 平成 29 年 7 月 5 日 3,861,000 円
- (5) 支出根拠 西条市補助金等交付規則
西条市民生児童委員協議会活動費補助金交付要綱

(6) 西条市民生児童委員協議会に関する指摘事項

ア 団体事務局の事務処理について

事務文書の処理において、会長を最終決裁者とするなど決裁区分の見直しを行い、適切な文書管理に努められたい。

(7) 保健福祉部社会福祉課に関する指摘事項

ア 補助金交付事務について

補助金額の確定について、地方自治法施行令第 143 条第 1 項に規定されている「歳出の会計年度区分」に基づき、「支出負担行為をした日の属する年度」に実績報告書等の内容を精査のうえ、補助金額の確定に係る決裁処理をされたい。

イ 準公金の取り扱いについて

(a) 「西条市民生児童委員協議会における準公金取扱いマニュアル」に基づく払込み、払出し等の伝票処理がなされていない事例が見受けられたので、同マニュアルに基づき適切な会計事務処理をされたい。

(b) 準公金の取り扱いに際し、長期間の現金保管や立て替え払いをしている事例が見受けられたので、やむを得ず現金を取り扱う場合は、適切に管理されたい。

2 西条市老人クラブ連合会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条市老人クラブ連合会事業補助金
- (2) 補助金交付先 西条市明屋敷 164 番地
西条市老人クラブ連合会
- (3) 補助金額 3,175,000 円
- (4) 支出年月日及び金額 平成 29 年 7 月 25 日 3,175,000 円
- (5) 根拠法令等 西条市補助金等交付規則
西条市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱
- (6) 西条市老人クラブ連合会に関する指摘事項
 - ア 団体事務局の事務処理について
 - (a) 補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書等の提出に際し、団体組織としての決裁処理が行われていないので、適切な事務執行をされたい。
 - (b) 補助金実績報告書に添付された「収支決算書」について、団体の財政事情を明らかにするためにも繰越金を明記されたい。
 - (7) 保健福祉部高齢介護課に関する指摘事項
 - ア 補助金交付事務について
 - (a) 西条市補助金等交付規則第 3 条の規定に基づき、事業実施前に補助金交付申請を提出するよう団体に対し指導をされたい。
 - (b) 補助金額の確定について、地方自治法施行令第 143 条第 1 項に規定されている「歳出の会計年度区分」に基づき、「支出負担行為をした日の属する年度」に実績報告書等の内容を精査のうえ、補助金額の確定に係る決裁処理をされたい。
 - (c) 団体から不備がある提出書類を受理しているなど、じゅうぶんな確認、審査がなされていないように見受けられる。補助金交付申請事務及び受付事務を行う際には、所管部署と団体事務局の事務を混同することなく明確に書類等を区分し事務処理を行うとともに、チェック体制の見直しを図られたい。
 - イ 準公金の取り扱いについて
 - (a) 「事務局が行う準公金の出納保管事務の取り扱いマニュアル」に基づく払込み、払出し等の伝票処理がなされていないので、同マニュアルに基づき適切な会計事務処理をされたい。
 - (b) 準公金の取り扱いに際し、現金を長期間保管している事例が見受けられたので、やむを得ず現金を取り扱う場合は、適切に管理されたい。

3 西条市中学生海外派遣団に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条市中学生海外派遣団補助金
- (2) 補助金交付先 西条市明屋敷 164 番地
西条市中学生海外派遣団
- (3) 補助金額 7,441,828 円
- (4) 支出年月日及び金額 平成 29 年 7 月 5 日 7,752,000 円
平成 29 年 11 月 28 日 △310,172 円 計 7,441,828 円
- (5) 根拠法令等 西条市補助金等交付規則
西条市中学生海外派遣団補助金交付要綱
- (6) 西条市中学生海外派遣団に関する指摘事項

ア 団体事務局の事務処理について

平成 25 年度の財政援助団体監査時に、「補助金交付部署が事業実施部署を兼ねているため事務書類が混在している。両事務処理を明確に区分し綴られたい。」との指摘に対し、「事務処理及び書類を明確に区分することとした。」との回答を得ているが、これに準じていない事務処理が散見された。特に契約事務については、団体の事務を所管部署の事務として執行しており、事務処理区分の明確化が未だ不十分である。今後、同様の事務処理を繰り返さないよう、所管部署と補助金交付団体の事務を明確に区分し書類等の整理を行うとともに、事務の決裁に当たっては双方の決裁者を混同することがないよう適切に執行されたい。

イ 海外派遣事業の受託業者選定について

「指名型プロポーザル方式」により、受託業者候補の選定を行ったものの、辞退等の結果、1 社に対するヒアリング等での選定となっていることから、多数の業者の提案の中から選定できるよう「公募型プロポーザル方式」の導入や仕様書の見直しなどを検討されたい。

(7) 教育委員会指導部学校教育課に関する指摘事項

ア 補助金交付事務について

西条市補助金等交付規則第 3 条の規定に基づき、事業実施前に補助金交付申請を提出するよう団体に対し指導をされたい。

イ 準公金の取り扱いについて

「西条市中学生海外派遣団の金品の取り扱いについて」は、総務部長通知「準公金の取り扱いについて」(平成 23 年 7 月 15 日付け西職第 330 号)に基づく共通事項が規定されていないので、その必要性を再度認識し、マニュアルを見直されたい。

第5 まとめ

今年度の財政援助団体の監査は、平成29年度に市が財政援助を行った団体のうち、西条市民生児童委員協議会、西条市老人クラブ連合会、西条市中学生海外派遣団の3団体を抽出して実施した。

当該3団体については、市の所管部署が事務局を担い、「準公金」の会計処理を行っているので、その取り扱いについても併せて審査を行った。

なお、今回の監査の総括は次のとおりである。

1 総括

現下の厳しい行財政運営のもと、補助金の財源は市民の税金等であり、市民からは、透明性はもとより効率的で効果的な予算執行が求められていることを強く認識すべきである。

市の補助金所管部署においては、この度の監査結果に基づく指摘事項はもとより、下記の指導・助言事項等を参考に、補助金等交付規則を遵守し、交付要綱に沿って事業が適切に実施されているか再度検証するとともに、適時、適切な事務処理や会計処理が行われるよう要望する。

補助金交付団体においては、全般的に軽微な事務処理ミスが散見されたため、団体事務局における事務マニュアルの策定や複数職員によりチェックを行うなど、内部統制を確立するよう要望するとともに、市の補助金所管部署指導のもと、適切に事業を実施し、補助金の交付目的及び効果がじゅうぶん達成されることを期待するものである。

- (1) 平成26年8月に西条市補助金等検討委員会から提出された「補助金の見直しに関する提言書」では、個々の補助金の検証結果及び見直し方針等が示されるとともに補助金交付要綱及び事務処理の適正化等の意見・要望が出されている。各所管部署においては、この提言書の内容をじゅうぶんに理解し、補助金について再度検証を行い、補助金の見直し及び事務処理の適正化を行われたい。
- (2) 補助金所管課が団体の事務局を担っている場合、所管課と団体の事務を明確に区分し、混同することがないように、それぞれのチェック体制の見直しなどを行われたい。
- (3) 事業完了前に概算で補助金を交付した場合は、事業完了後、補助金が目的のとおり適正に使われているか、公平性・公正性が担保されているかなど、じゅうぶん審査し、補助金交付年度内に精算及び確定事務を行われたい。
- (4) 庁内すべての準公金を取り扱っている部署においては、準公金取り扱いマニュアルに準じて収入・支出伺いを作成し決裁手続きを経ているか、会計処理等が正しく行われているか、今一度確認されたい。